

令和 7 年 7 月 2 日

令和 7 年第 2 回神奈川県議会定例会

安全安心・未来環境特別委員会資料

目 次

ページ

I	犯罪の起きにくい地域社会づくり	1
1	地域の防犯活動の推進	1
(1)	地域の防犯活動推進の取組	1
(2)	犯罪情勢に即した広報啓発活動の推進	6
2	特殊詐欺被害防止対策	7
(1)	効果的な広報啓発活動	7
(2)	官民一体となった未然防止対策	7
3	消費者被害未然防止・拡大防止対策の取組	8
(1)	消費生活相談の状況	8
(2)	消費者被害未然防止に向けた主な取組	9
(3)	消費者被害拡大防止に向けた主な取組	10
II	交通安全対策の取組	11
1	交通安全対策の推進	11
(1)	交通安全対策会議における推進	11
(2)	神奈川県交通安全対策協議会における推進	11
2	交通安全施設の整備	12
3	通学路における安全対策	12
4	踏切道における安全対策	12
5	自転車等の安全利用に向けた取組	12
6	高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	13
7	無電柱化の推進	13
(参考)	令和7年度神奈川県交通安全実施計画の概要	14
III	観光振興の取組	15
1	観光振興施策の概要	15
(1)	観光データの活用	15
(2)	観光資源の発掘・磨き上げや地域で活躍する観光人材の育成	15
(3)	観光客の受入環境整備	15
(4)	地域の特徴や意見を踏まえた国内外への戦略的プロモーション	15
(5)	観光関連産業の成長促進	16

2	神奈川・横浜デスティネーションキャンペーンの推進	17
(1)	概要	17
(2)	目指す方向性	17
(3)	推進体制	17
(4)	主な取組	17
(5)	令和7年度 of 取組	18
(6)	令和7年度予算	18
(7)	スケジュール	18
IV	かながわ観光連携エリア of 取組	19
1	かながわ観光連携エリア of 概要	19
2	連携エリア of 観光戦略	19
(1)	三浦半島エリア	19
(2)	県央やまなみエリア	19
(3)	湘南西エリア	20
3	連携エリアに対する支援策	20
(1)	県	20
(2)	かながわDMO	20
4	スケジュール	21

I 犯罪の起きにくい地域社会づくり

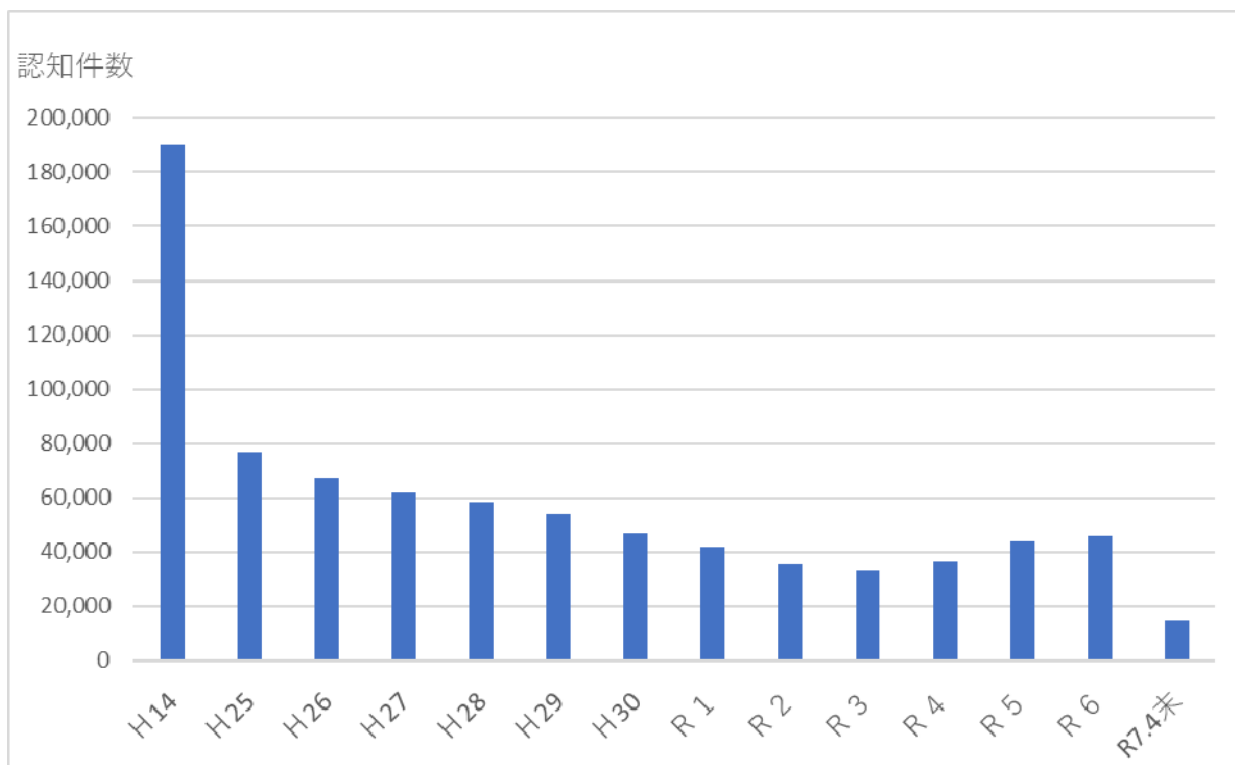
1 地域の防犯活動の推進

(1) 地域の防犯活動推進の取組

ア 県内の犯罪情勢等

(7) 刑法犯認知件数

刑法犯認知件数は戦後最多を記録した平成14年から減少傾向であったが、令和4年から増加に転じた。

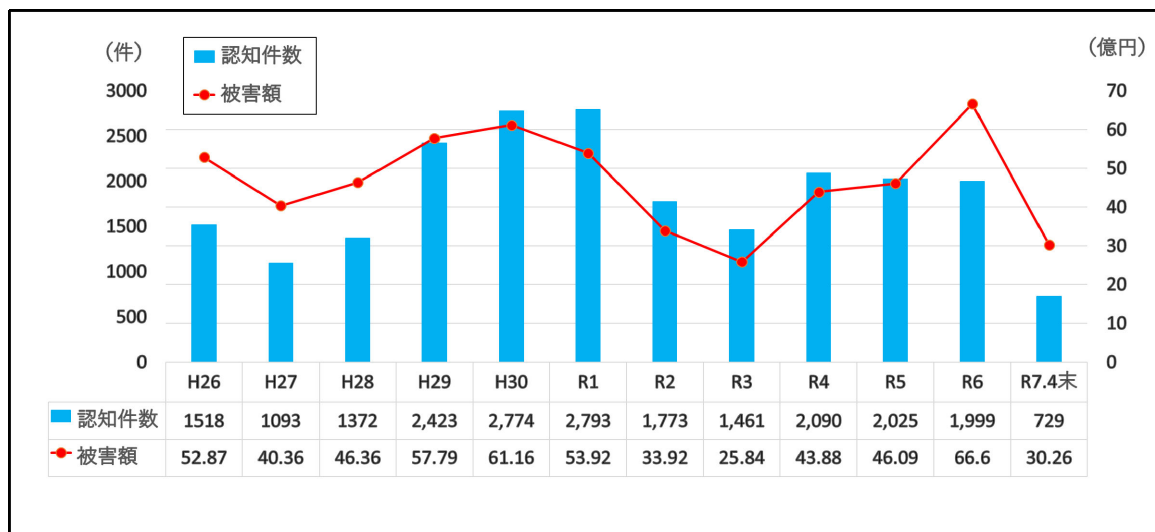


年	H14	H25	H26	H27	H28	H29	H30
認知件数	190,173	76,962	67,295	61,664	58,127	53,628	46,780
年	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7.4末
認知件数	41,780	35,241	33,252	36,575	43,846	45,716	14,932

※R 7 は暫定値

(イ) 特殊詐欺の被害状況

特殊詐欺の令和6年の被害状況については、認知件数は減少、被害額は増加した。



年	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
認知件数	1,518	1,093	1,372	2,423	2,774	2,793
被害額	約52億 8,700万円	約40億 3,600万円	約46億 3,600万円	約57億 7,900万円	約61億 1,600万円	約53億 9,200万円
年	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7.4末
認知件数	1,773	1,461	2,090	2,025	1,999	729
被害額	約33億 9,200万円	約25億 8,400万円	約43億 8,800万円	約46億 900万円	約66億 6,000万円	約30億 2,600万円

※R 7は暫定値

イ 県民ニーズ調査の結果（令和6年度）

※複数回答

◎ 県行政への要望 第2位「治安対策」（49.8%）※		
◎ 生活重要度 第2位「犯罪や交通事故がなく安全で安心してくらせること」（94.5%）※		
◎ 安全・安心なまちづくりのための地域活動に参加したい人の割合（47.3%）		
◎ 不安に感じる身近な犯罪は何か※		
第1位 インターネットを利用した 犯罪（67.1%）	第2位 特殊詐欺（60.6%）	第3位 空き巣（58.5%）
◎ 犯罪や交通事故がなく、より安心してくらすために重要だと思うもの※		
第1位 防犯カメラなどの防犯設備 の整備（72.0%）	第2位 地域住民同士のつながり （33.7%）	第3位 制服警察官、パトカーによる警 戒・検問活動（30.5%）

ウ 安全・安心まちづくりの推進体制

(7) 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例

身近な犯罪を抑止し、県民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、県民総ぐるみで犯罪をなくしていくための規範となる「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（以下「推進条例」という。）」を平成17年4月より施行し、県民や関係機関が一体となった取組を推進している。

(4) 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会

推進条例に基づき、県民、地域団体、事業者、行政機関等が協働して、安全・安心まちづくりを目指した県民総ぐるみの運動を展開する推進母体として、平成17年5月16日に県内の関係団体・機関で構成（令和7年4月末現在164団体）する「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を設置し、県民運動を展開している。

【令和7年度推進協議会活動テーマ】

推進協議会では、年度ごとに重点的に取り組む活動テーマを設けており、令和7年度は「特殊詐欺等被害防止」としている。

エ 安全・安心まちづくりの機運を高める取組

(7) 安全・安心まちづくり旬間

推進条例第11条に基づき、適切かつ効果的な安全・安心まちづくりを推進するために「安全・安心まちづくり旬間（10月11日から20日まで）」を設け、同期間において、県内一斉パトロール、見守り活動、広報啓発等の活動を集中的に実施している。

(4) 広報・啓発活動（キャンペーン等）

安全・安心まちづくりを目指した県民総ぐるみの運動への理解促進と各種犯罪防止を広く周知するために、街頭キャンペーン等を実施している。

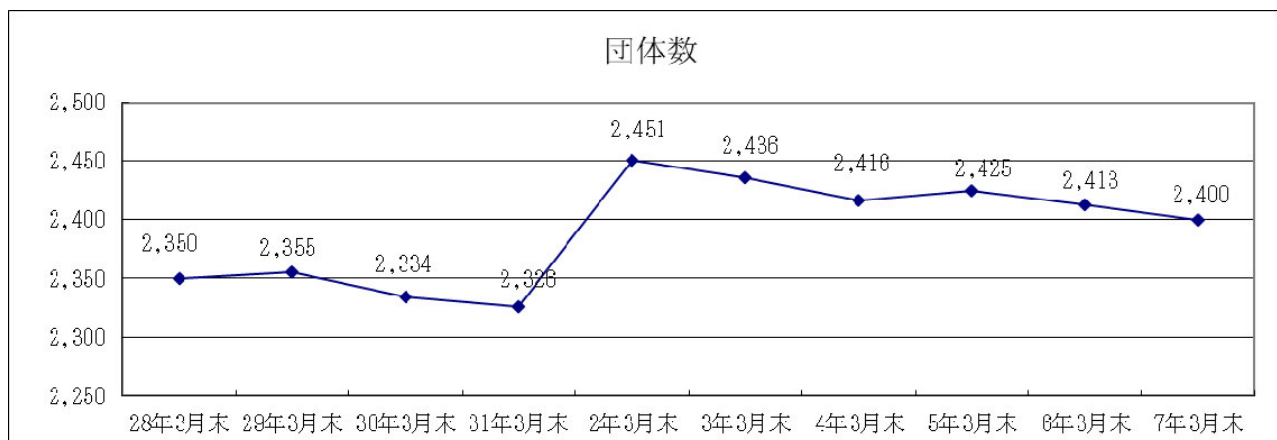
(4) 防犯教育の推進

県警察が推奨している防犯標語「おおだこポリス4つのおやくそく」を活用した防犯教室「おおだこポリス子ども安全スクール」を保育所や小学校において実施するなど、子供の危険を予測・回避する能力の向上を図るための防犯教育を推進している。

オ 自主防犯活動に対する支援

(7) 自主防犯活動団体等への支援

a 県内の自主防犯活動団体の団体数（県登録数）



年度	H28.3末	H29.3末	H30.3末	H31.3末	R2.3末
団体数	2,350	2,355	2,334	2,326	2,451
年度	R3.3末	R4.3末	R5.3末	R6.3末	R7.3末
団体数	2,436	2,416	2,425	2,413	2,400

b 防犯人材育成に係るセミナー

防犯ボランティアの幅広い意見交換や自主防犯活動の促進、また、防犯ボランティアの取組を始める足掛かりとするための地域防犯ボランティアセミナーを開催している。

c 地域防犯指導（防犯人材育成）

犯罪に巻き込まれやすい子供や高齢者の防犯意識を高めるため、学校や地域で防犯への取組の際に児童や地域住民等にアドバイスできるようなポイントを実演形式や講話形式で伝える防犯指導を実施している。

d 安全・安心まちづくりに関する顕彰制度

自主防犯活動団体の更なる活性化、県民総ぐるみの取組への機運の醸成を図るため、安全・安心まちづくりの推進に特に功績があった個人・団体又は優良な事例を行った個人・団体に対して顕彰を実施している。

e 防犯ボランティアに対する事故給付金

防犯活動に取り組むボランティアが安心して活動を行うことができるよう、その活動中の事故により負傷等した場合に、給付金を支給する制度を設けている。

(イ) 自主防犯活動の新たな担い手づくり

a セーフティかながわユースカレッジ

自主防犯活動団体のメンバーの高齢化や固定化が進む自主防犯活動への若い世代の参加を促すため、県内の高校生や大学生等を対象とした研修会等を行う「セーフティかながわユースカレッジ」を実施し、防犯人材の裾野の拡大に努めている。

b 神奈川防犯シーガル隊の運用

若い世代の防犯ボランティアへ参画を促進し、安全で安心して暮らせる地域社会に寄与することを目的に大学生を中心とした自主防犯活動団体「神奈川防犯シーガル隊」を運用し、県内各地域の自主防犯ボランティア団体等と連携した防犯活動を推進している。

(ウ) 企業による活動への支援

a 地域安全協定の締結

安全で安心なまち神奈川の実現に向け、特殊詐欺を始めとする各種犯罪の未然防止に関する取組に関し、企業・団体等と協定を締結し、連携した防犯活動を推進している。

b 防犯CSR活動（企業による防犯活動に特化した社会貢献活動）

事業者に対して、防犯に関するCSR活動への参加の働き掛けを行い、連携した防犯活動を推進している。

(エ) 情報発信

a 情報誌「くらし安全通信」による情報発信

安全・安心まちづくりの推進に向けた県の取組や県内各地域での防犯活動の事例などに関する情報を発信している。

b 「かながわポリス」、「ピーガルくん安全メール」、「Yahoo!防災速報」による情報発信

防犯情報等を神奈川県警察公式アプリ「かながわポリス」や電子メールで配信する「ピーガルくん安全メール」、「Yahoo!防災速報」を活用し、情報発信をしている。

カ 犯罪防止に配慮した環境整備

(7) 防犯カメラの設置支援（神奈川県地域防犯カメラ設置事業費補助金）

安全で安心なまちづくりの実現のため、地域防犯カメラの設置や自治会等が行う防犯カメラの設置支援を行う市町村に対して、国の重点支援地方交付金を活用し、補助率等を臨時的に引き上げて補助を実施する。

平成28年度から令和6年度までの9年間で計2,767台設置した。

(4) 自治会、民間事業者等による防犯カメラの設置促進

防犯カメラの設置を検討している自治会、民間事業者等向けに、防犯カメラ設置マニュアルの配布、ホームページでの情報提供を行うとともに、防犯カメラの設置・管理に関するガイドラインを策定しているほか、効果的な設置場所のアドバイス、自治体の補助金制度の紹介、設置場所として使用可能な警察施設の無償提供等を実施している。

(ウ) 防犯コンシェルジュ制度の運用

防犯環境設計や防犯建物部品に精通した防犯設備士等の防犯の専門的な知識を持つ民間の方がボランティアとして、防犯講習や防犯診断、防犯相談等を行うことにより、地域住民等による自主的な防犯活動を支援する「防犯コンシェルジュ制度」を運用している。

(2) 犯罪情勢に即した広報啓発活動の推進

ア 歓楽街対策に係る注意喚起

県内の歓楽街を訪れる県民や旅行者などを対象に、悪質な飲食店についての注意喚起をインターネットリスティング広告により行う。

イ 多発する犯罪に対するタイムリーな注意喚起

県警察からの情報提供に基づき、県内で多発する犯罪について県ホームページ、X（旧Twitter）を活用し県民に広く注意喚起を行うほか、神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会に参加する164団体に対し、住宅を狙った強盗事件や特殊詐欺被害防止対策などについて、タイムリーな注意喚起を行っている。

2 特殊詐欺被害防止対策

(1) 効果的な広報啓発活動

ア 特殊詐欺等被害防止コールセンターの運用

特殊詐欺のだましの電話が入電している地域の各家庭への注意喚起の架電や金融機関、コンビニエンスストア等に対して、だましの手口の情報提供や来店者への声掛け強化を依頼する等の「特殊詐欺等被害防止コールセンター」の業務を民間事業者に委託して運用している。

イ SNS等を活用した広報啓発活動の推進

被害者の多くを占める高齢者のみならず、その子供や孫世代を始めとする幅広い世代を対象に注意喚起するため、SNSや動画、チラシ等の活用やキャンペーンを通じた広報啓発活動を推進している。

ウ 様々な媒体を活用した広報啓発

動画、チラシ等を活用し、交通広告、インターネット広告など様々な媒体を通じて幅広い世代に向けた広報啓発を推進している。

エ 特殊詐欺被害防止に関する絵本作品の作成・配布

令和5年度に公募した特殊詐欺被害防止に関する絵本について、令和6年度に引き続き、作成・配布を行う。

作品の公募や配布を通じて、幅広い世代が関わる事業を展開し、各世代において、それぞれの立場で特殊詐欺について考えてもらい、全世代を巻き込んだ啓発活動を推進している。

(2) 官民一体となった未然防止対策

ア 金融機関対策の実施

県内の金融機関に対して、高齢の顧客が高額の現金取引を申し出た際に管轄警察署への通報や「特殊詐欺チェックシート」を活用し

た顧客への声掛けを依頼するなど、金融機関と連携した未然防止対策を推進している。

イ コンビニエンスストア事業者との連携

県内のコンビニエンスストアに対して、「特殊詐欺チェックシート」を活用した顧客への声掛けや不審者発見時の管轄警察署への通報を依頼するなど、コンビニエンスストアと連携した未然防止対策を推進している。

ウ その他関係事業者との連携

生命保険会社、警備業者、電気通信事業者、ケーブルテレビ局等に対して、事業活動を通じた顧客への特殊詐欺被害防止のための注意喚起を依頼するなど、幅広い事業者と連携した被害防止のための広報啓発活動を推進している。

3 消費者被害未然防止・拡大防止対策の取組

(1) 消費生活相談の状況

ア 県内の相談の概要

令和6年度の相談件数は、全体で60,549件であり、そのうち65歳以上の高齢者の占める割合は33.2%、29歳以下の若者の占める割合は11.9%となっている。過去5年間の全体に占める割合を見ると、高齢者は3割程度、若者は1割程度で推移している。

(単位：件)

年 度		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
全 体		61,745	55,229	59,661	59,114	60,549
内 訳	高齢者	17,447	16,249	17,578	18,492	20,083
	(65歳以上)	28.3%	29.4%	29.5%	31.3%	33.2%
	若者	8,133	7,088	8,128	7,397	7,235
	(29歳以下)	13.2%	12.8%	13.6%	12.5%	11.9%

注) 内訳の上段は問合せを除く苦情相談件数で、下段は全体に占める割合。
R 6は令和7年5月31日時点における速報値。

イ 令和6年度的主要相談内容

(7) 高齢者（65歳以上）

a 点検商法

電話や訪問で、給湯器や屋根、分電盤などの点検をするという業者に、必要のない工事を強引に契約させられた。

b 訪問購入

不用品を買い取るという名目で業者が訪問したところ、強引に貴金属を買い取られた。

(4) 若者（29歳以下）

a 美容医療・エステ

- ・ 契約先が倒産し、施術ができないがローンの引き落としが続いている。
- ・ 「お試し〇〇円」といった広告を見て店舗に行き、「今日ならお得」などのセールストークによって高額な契約をしてしまった。

b 暮らしのレスキューサービス

自宅に害虫が出たので、インターネット検索で見つけた「駆除〇千円～」と記載があった業者に依頼し、実際に駆除をしてもらったが、記載よりも高額な請求をされた。

(2) 消費者被害未然防止に向けた主な取組

ア 高齢者に向けた啓発

(7) 市町村との連携による啓発

消費生活相談窓口を周知する啓発物品等を作成し、市町村、社会福祉協議会等の関係機関と連携して高齢者等に配布している。

(4) 県警察との連携による啓発

高齢者の消費者被害や特殊詐欺の未然防止・拡大防止を呼びかける啓発物品等を作成し、県内の各警察署による県内高齢者宅への訪問等で配布している。

また、悪質な訪問販売や特殊詐欺に対する注意喚起を図るため、県警察と連携し、県内の商業施設で啓発イベントを実施している。

(ウ) 広報紙による情報提供

消費生活相談窓口に寄せられた相談事例の中から、消費者に特にお知らせの必要がある情報を掲載した「かながわ消費生活注意・警戒情報」を月1回発行するほか、新聞折込の宅配型フリーペーパーに定期的に情報を掲載するなどし、注意喚起を行っている。

イ 若者に向けた消費者教育・啓発

(7) 学校との連携による消費者教育

学校における消費者教育を推進するため、小・中・高校生の理解度等に応じた、教材を作成・配布している。

また、学校の教員向けに、生徒に対し消費者教育を効果的に行うための研修を実施するなど、県教育委員会をはじめ関係機関と連携して取り組んでいる。

(4) デジタル社会に対応した消費者教育等

インターネット利用の拡大に伴う消費者トラブルの未然防止・拡大防止のため、インターネット被害未然防止講座を実施している。

また、特に若年層に多い相談事例等を掲載したリーフレットを作成し、県内の大学、高校等へ配布しているほか、ウェブ上にも啓発動画を掲載している。

(3) 消費者被害拡大防止に向けた主な取組

特定商取引に関する法律及び神奈川県消費生活条例に基づき、商品等の売買又は役務の提供について、不当な取引行為を行う事業者に対する処分・指導を実施している。

(単位：件)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
処 分	業務停止命令	1 (0)	1 (0)	2 (0)
	業務禁止命令	1 (0)	1 (0)	2 (0)
	指 示	1 (0)	1 (0)	2 (0)
指 導		28 (15)	33 (14)	41 (17)
計		31 (15)	36 (14)	47 (17)

注1 () は、五都県（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・静岡県）の連携によるもので内数

注2 「処分」欄の件数は措置件数、「指導」欄の件数は事業者数で集計

Ⅱ 交通安全対策の取組

1 交通安全対策の推進

(1) 交通安全対策会議における推進

本県における交通安全対策は、交通安全対策基本法及び神奈川県交通安全対策会議条例に基づき設置する神奈川県交通安全対策会議が、県内における陸上交通（道路交通、鉄道交通）の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として定めた「神奈川県交通安全計画」と当該計画に沿って、年度ごとに講ずべき施策をまとめた「神奈川県交通安全実施計画」により推進している。

ア 第11次神奈川県交通安全計画

「年間の24時間死者数を130人以下とする」抑止目標を掲げ、令和3年度から令和7年度までの5年間に取り組むべき施策を定めており、当該計画に沿って国、県、市町村、鉄道事業者、各道路管理者等が交通安全対策を推進している。

イ 令和7年度神奈川県交通安全実施計画

「第11次神奈川県交通安全計画」の進捗状況や施策の効果等を踏まえて、単年度に取り組むべき具体的な施策を定め、同計画の着実な推進を図っている。

ウ 第12次神奈川県交通安全計画

令和8年度から令和12年度までの5か年の計画を神奈川県交通安全対策会議で作成する。

(2) 神奈川県交通安全対策協議会における推進

県内223の行政機関、民間団体等で構成される神奈川県交通安全対策協議会を設置し、関係者が相互に緊密に連携して一体となった総合的交通安全対策を推進している。

同協議会に次の5つの専門部会を設置し、個別施策について機動的に取り組んでいる。

ア 専門部会

- ・ 交通安全部会
- ・ 交通施設部会
- ・ 踏切対策部会
- ・ 暴走族追放部会

- ・ 高齢者対策部会

イ 交通死亡事故多発警報

交通死亡事故が一定期間に多発した場合に、県民への注意喚起を促すため、交通死亡事故多発警報を発表し、関係機関・団体との連携による交通死亡事故抑止対策の強化を図るための制度を令和4年7月11日から運用している。

令和7年2月25日に、制度運用開始後2回目となる警報を発表した。

2 交通安全施設の整備

県管理道路では、事故の発生が多い区間において、防護柵や路面表示等の安全施設を設置するなどの対策を進めている。

また、交差点及びその付近の交通事故の防止を図るため、交差点の改良を行っているほか、歩行者、自転車利用者等の安全を確保するため、歩道の整備等を行っている。

3 通学路における安全対策

通学路において、歩道等の整備や信号機、横断歩道等による交通規制を実施している。

教育委員会、県土整備局、くらし安全防災局及び県警察による「神奈川県通学路安全対策連絡会議」において通学路の交通安全対策に係る情報交換や対策の調整を行い、通学路における安全対策を推進している。

4 踏切道における安全対策

踏切道の立体交差化、拡幅等の構造改良、鉄道事業者による保安設備の整備及び踏切事故防止に関する広報啓発活動を推進している。

5 自転車等の安全利用に向けた取組

平成31年4月に施行した自転車の安全で適正な利用の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入の義務化を柱とする条例の実効性を担保するため、引き続き自転車の基本的なルール・マナーを浸透させる。

また、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用努力義務化の周知を図るほか、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の交通方法等について、神奈川県警察公式アプリ搭載の交通ルール学習機能「スマートチリリンスクール」を活用するなど、引き続き広報啓発

を推進していく。

6 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化

高速道路などの高規格道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進している。

7 無電柱化の推進

安全で快適な通行空間の確保などの観点から、無電柱化推進計画を策定し、電線共同溝の整備を行うなど、一層の無電柱化を推進している。

(参考)

令和7年度神奈川県交通安全実施計画の概要

実施計画の位置づけ

この計画は、「第11次神奈川県交通安全計画」（令和3～令和7年度）を着実に推進するため、県内の陸上交通の安全に関して、令和7年度に県、国の関係機関等が実施する具体的な施策を取りまとめたものである。（根拠法：交通安全対策基本法第25条第3項）

実施計画の目指すもの

安全で円滑な交通環境の確立に向けて、県及び関係行政機関相互が連携し、関係団体・事業者、学校、地域など、交通社会を構築する多くの主体の方々と協働しながら、実施計画を着実に推進することで、県民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。

実施計画の目標

「年間の24時間死者数を130人以下とする。」

交通事故状況の推移

年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
発生件数(件)	23,294	20,630	21,660	21,098	21,870	20,750
死者数(人)	132	140	142	113	115	109
負傷者数(人)	27,392	23,904	25,062	24,382	25,644	24,123

実施計画の構成

第1章 道路交通の安全

第2章 鉄道交通の安全

第3章 踏切道における交通の安全

Ⅲ 観光振興の取組

1 観光振興施策の概要

観光産業は、旅行業、宿泊業を中心に、小売店や飲食店、観光施設、交通・運輸業等、多岐にわたる産業につながりを持つことから、観光振興により観光消費を高めることで、地域経済の活性化を図ることが重要である。

また、持続可能な観光を実現するためには、観光客だけでなく、地域住民の理解や満足度を高める必要がある。

県内の各地域では、市町村、観光関連団体、観光事業者等により、主体的な観光振興の取組が行われていることから、県は、広域自治体として、客観的なデータに基づいて各地域の取組を支援するとともに、連携して観光振興に取り組むことで、「観光により地域が輝く神奈川」を目指す。

(1) 観光データの活用

観光客数や観光消費額等の統計データに加え、スマートフォンの位置情報を活用した人流データ等を取得し、観光データの基盤を整備するとともに、県が実施するプロモーション事業等に活用するほか、市町村等の依頼に応じて分析結果を提供する。

(2) 観光資源の発掘・磨き上げや地域で活躍する観光人材の育成

神奈川県観光魅力創造協議会を通じて、地域の特徴や意見を踏まえた観光資源の発掘・磨き上げを行う。また、神奈川を訪れた外国人観光客の満足度を高めるため、自然や歴史、食、文化などの観光コンテンツに高い専門性を有する通訳ガイドを育成し、「かながわ認定観光案内人 (Official Kanagawa Tour Guide)」として認定する。

(3) 観光客の受入環境整備

国内外から訪れる観光客が快適に滞在できる環境づくりや新たな観光需要に対応するため、民間事業者が行う多言語表記の整備やD X整備等に対して補助する。

(4) 地域の特徴や意見を踏まえた国内外への戦略的プロモーション

国内観光客の宿泊や県内周遊を促すため、観光客の多様なニーズに対応し、テーマやターゲットを絞ったプロモーションを実施する。また、観光消費額の高い外国人観光客を誘致するため、かながわDMO（神奈川県観光協会）と連携し、ターゲット市場へのプロモーションや情報発

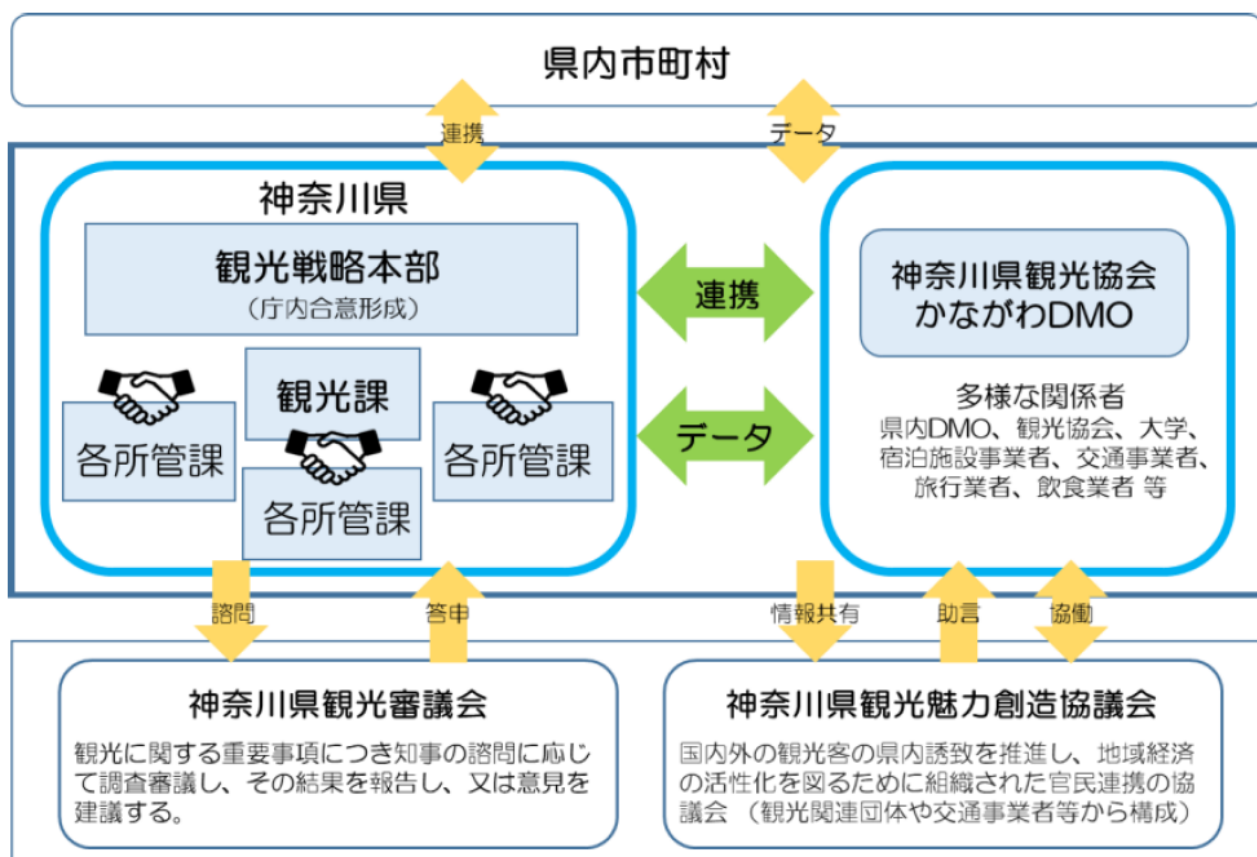
信等を行う。

(5) 観光関連産業の成長促進

神奈川の伝統や風土に培われた工芸品、加工食品、農林水産品の中から、県が選定した「かながわの名産100選」を活用し、広く県内外へ名産品をPRする。

【参考】推進体制

県は、かながわDMO、市町村、観光事業者と連携して観光振興施策に取り組む。



2 神奈川・横浜デスティネーションキャンペーンの推進

(1) 概要

地方自治体や観光事業者等が、ＪＲグループ６社と連携して開催地の魅力を発信し、全国から誘客を行う大型観光キャンペーン「デスティネーションキャンペーン（以下「ＤＣ」という。）」を、GREEN×EXPO 2027の開催にあわせて、令和９年春（４～６月）に神奈川県と横浜市が共同で実施する。

また、ＤＣ開催の前年度と翌年度の同時期に、プレＤＣとアフターＤＣを開催することで継続的な地域の観光振興に繋げる。

(2) 目指す方向性

GREEN×EXPO 2027を契機に、神奈川の多様な魅力に触れることで、新たな発見や感動を体験し、神奈川・横浜の魅力を深く理解いただける旅を提供する。

(3) 推進体制

令和７年５月１日「神奈川・横浜ＤＣ推進協議会」を設置

会長	神奈川県商工会議所連合会会頭
副会長	神奈川県文化スポーツ観光局長、横浜市にぎわいスポーツ文化局長、ＪＲ東日本横浜支社部長
構成員	旅行事業者、宿泊事業者、交通事業者、経済団体、ボランティアガイド団体 等（61団体）
事務局	神奈川県、横浜市、神奈川県観光協会、横浜市観光協会

(4) 主な取組

- ・ＪＲ主要駅等でのポスター掲出などによる広報
- ・ＤＣ用の特別企画の立案・実施
- ・県内の観光コンテンツの発掘・磨き上げ
- ・旅行商品造成の促進 等

(5) 令和7年度取組

- ・プレDC（令和8年4～6月）に向けたプロモーションの準備・実施
- ・令和8年の全国宣伝販売促進会議※¹・エキスカーション※²の準備
- ・旅行会社による商品造成・販売を促進する取組
- ・神奈川・横浜DC推進協議会委員会等の開催

※1 令和9年の神奈川・横浜DCにおいて、より多くの旅行商品が造成・販売されることを目指して、全国の旅行会社やメディアを招請し、本県の観光資源をPRする催し。

※2 旅行会社等に本県の観光資源を実際に体験していただく、現地視察、体験型見学会。

(6) 令和7年度予算

実施経費 2億円（神奈川県及び横浜市が1億円ずつ負担）

(7) スケジュール

令和7年5月1日	神奈川・横浜DC推進協議会設置 第1回委員会開催
5月26日	第2回委員会開催
令和8年3月～	プレDC広報開始
4～6月	プレDC実施
6月	全国宣伝販売促進会議・エキスカーション
令和9年3月～	神奈川・横浜DC広報開始
4～6月	神奈川・横浜DC実施
令和10年3月～	アフターDC広報開始
4～6月	アフターDC実施

IV かながわ観光連携エリアの取組

1 かながわ観光連携エリアの概要

県は、横浜、鎌倉、箱根に次ぐ、国内外から多くの観光客が訪れる魅力ある観光地域づくりを推進するため、昨年度、観光の核づくり地域と周辺地域による、かながわ観光連携エリア（以下「連携エリア」という。）を形成し、各連携エリアの観光戦略を策定した。

今年度より、連携エリアが行う取組への支援を行い、県全体の観光の魅力を強化し、更なる観光振興を図る。

2 連携エリアの観光戦略

連携エリアごとに、観光データ等の分析による地域特性、連携の考え方、現状と課題、主な観光資源とそれを結ぶストーリーなどを整理し、エリア全体の中長期的な今後の観光振興の方向性として策定した。

連携エリアが令和7年度以降に周遊を促進する取組を実施する際の基盤として活用していく。

(1) 三浦半島エリア

ア 構成市町村

横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町

イ 特徴

半島性の海と山などの眺望や、色彩豊かな野菜、海の幸などの「食」の恵みがあり、海と共に育まれた歴史や文化を体感できる遺構、資源が多く存在する地域。

ウ 将来像

三浦半島エリアの野菜や海の幸などの豊かな「食」の高付加価値化を基軸に「文化」、「アクティビティ」等を活用し、国内外の富裕層などを対象とした滞在型観光コンテンツの造成を目指す。

(2) 県央やまなみエリア

ア 構成市町村

厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村

イ 特徴

丹沢山系の山々や水など豊富な自然に恵まれ、大山を中心に古くからの人々の信仰を集めるなど、歴史や文化財が数多く存在する地域。

ウ 将来像

県央やまなみ地域の自然を活用し、インバウンド需要を取り込むため、「歴史」、「文化」、「食」を堪能する周遊プログラムの構築を目指す。

(3) 湘南西エリア

ア 構成市町村

平塚市、小田原市、大磯町、二宮町

イ 特徴

海岸と丘陵部が隣接し、良好な景観や邸園文化など、歴史や海を感じ、漁業や果物栽培等の海岸線特有の産業も息づく地域。

ウ 将来像

各地域に共通する歴史や海、食などにまつわる体験コンテンツや、製品の開発、販路拡大などを通じ、新たな顧客層の獲得を目指し、相互送客できる取組を目指す。

3 連携エリアに対する支援策

(1) 県

今年度より、連携エリアの市町村及び民間事業者等が行うエリア内の周遊を促進する取組に対し、補助金による支援を行う。

補助金総額	1 億5,000万円 (5,000万円×3 エリア)
補助対象者	・ 連携エリア構成市町村 ・ 推進組織、推進組織に属する民間事業者／団体等 ・ 推進組織が事業を実施することを承認した民間事業者／団体等
補助対象事業	観光戦略に位置付けられた事業、かつ、1 事業当たり30万円以上の事業
補助率	1 / 3 ※次の条件を満たす場合は1 / 2 ・ 500万円以下の事業 ・ 1 エリア当たり補助総額1,500万円以内

(2) かながわDMO

県とかながわDMOが連携し、連携エリアの認知度向上に向けた、国内外へのプロモーション等、伴走支援を行う。

4 スケジュール

令和6年度	連携エリアの形成 ・推進組織の構築 ・連携エリアの観光戦略の策定
令和7年度 ～令和9年度	連携エリアにおける取組への支援 かながわDMOによる伴走支援 (国内外へのプロモーション支援等)
令和10年度以降	連携エリア内の周遊促進